様式第２号（第４条関係）

公文書開示決定通知書

掛福社第１００号
平成30年７月２日

戸塚　久美子　様

掛川市長　松　井　三　郎　印

平成30年６月29日付けで請求のあった公文書の開示について、掛川市情報公開条例第11条第１項の規定により、次のとおり開示決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	事務事業調整内容決定書及び完了報告書（更生保護女性会）	
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	平成30年７月４日　午前・午後10時00分
	場所	掛川市役所福祉課窓口
担当課等	福祉課社会福祉係　電話番号　0537-21-1140	
備考		

（注）

1　公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2　指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

3　開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から意見書の提出があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

様式３－４

事務事業調整内容決定書　（公共的団体等用）

掛川市			大東町		大須賀町	
部長	課長	作成者	課長	作成者	課長	作成者

連番	８４７	類型名	更生保護女性の会	調整方針	合併時に一元化する。上部団体である保護司会と同じく、現状の１市２町範囲の西小笠地区更生保護女性の会を掛川市更生保護女性の会とする。
大項目	健康福祉	中項目	福祉	小項目	社会福祉

市町名	新市	掛川市	大東町	大須賀町
事務事業名	掛川市更生保護女性の会	掛川市更生保護女性の会	大東町更生保護女性の会	大須賀町更生保護女性の会
団体の種類	任意団体(更生保護を支えるボランティア団体)	任意団体(更生保護を支えるボランティア団体)	任意団体(更生保護を支えるボランティア団体)	任意団体(更生保護を支えるボランティア団体)
構成員	187人 新掛川市を範囲とする。	61人 掛川市、大東町、大須賀町を基盤とした西小笠地区更生保護女性の会に属している。	48人 掛川市、大東町、大須賀町を基盤とした西小笠地区更生保護女性の会に属している。	78人 掛川市、大東町、大須賀町を基盤とした西小笠地区更生保護女性の会に属している。
市町との関わり	新市掛川市保護司会から助成　405千円 更生保護女性の会への活動費補助金は、全て上部組織である新市保護司会を経由し助成する。 社会を明るくする運動啓発活動参加 子育て支援センターでの支援活動 事務局を担当	掛川市保護司会から助成　110千円 社会を明るくする運動啓発活動参加 子育て支援センターでの支援活動 事務局を担当	大東町一般会計より　100千円 社会を明るくする運動啓発活動参加 子育て支援センターでの支援活動 事務局を担当	大須賀町保護司会から助成　125千円 社会を明るくする運動啓発活動参加 子育て支援活動 事務局を担当
根拠法令等				

※　西小笠地区更生保護女性の会へは小笠郡町村会から70,000円が補助金として交付されている。(H16年度)

参考資料等	

作成者	責任者	市町名	課名	係名	氏名	電話
	◎	掛川市	福祉課	社会福祉係	中根純一	21-1140
		大東町	保健福祉課	社会福祉係	赤堀信義	72-1116
		大須賀町	健康福祉課	社会福祉係	栗山葉子	48-1006

事務事業調整完了報告書

掛川市 担当部長	掛川市 担当課長	掛川市 担当係長	大東町 担当課長	大東町 担当係長	大須賀町 担当課長	大須賀町 担当係長

連番	847	大項目	4	中項目	1	小項目	5	社会福祉
番号	20	類型名	更生保護婦人会（更生保護女性の会）					

年月 / 一元化のための作業項目	平成１５年度												平成１６年度												完了チェック
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

【「存続」「廃止」または「合併後に一元化」する理由】

【新市における留意点・課題点】

・掛川市保護司会の下部組織として一元化された。

【新市における事務体制】

本庁　健康福祉部　福祉課　社会福祉係